

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和二年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年三月二十六日奈良県指令建第一〇四一一六八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十月十四日建第九七一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

御所市大字池之内八三一一番一、八三三番一、八三四番一、八三五番、八三六番、八三七番、八三八番一及び一三三〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区丸の内三丁目三番一号

株式会社ファウンテック 代表取締役 万谷正